

# 長居球技場管理運営業務に関する5年評価について

## 1. 指定管理概要

- (1) 指定管理者（評価対象者）  
一般社団法人セレッソ大阪スポーツクラブ
- (2) 指定期間  
令和3年度～令和32年度（30年間）
- (3) 対象施設  
長居球技場

## 2. 評価期間

令和3年度～令和6年度（4年間）

## 3. 評価基準等

次の評価基準により、外部有識者からの意見を踏まえ、評価を行った。

### (1) 評価基準

評価	基準
S	事業計画又は本市の定める水準の想定を大幅に上回る効果が得られた。
A	事業計画又は本市の定める水準で想定した以上の効果が得られた。
B+	おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られており、評価すべき良点が認められる。
B	おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られた。
B-	おおむね事業計画又は本市の定める水準どおりの効果が得られたが、工夫の余地があると認められる。
C	事業計画又は本市の定める水準で想定した効果が得られていない。

### (2) 経過

- 第1回専門委員会議 令和7年9月29日（月曜日）  
（事業概要及び5年評価にかかる評価項目、評価の視点等について説明及び意見聴取）
- 第2回専門委員会議 令和7年12月25日（木曜日）  
（指定管理者からのプレゼンテーション、委員評価など）

#### 4. 評価結果

評価項目	評価結果	評価内容
質の高いスポーツ施設の管理運営	B	点検・修繕を適切に行い、利用者が安心安全に使えるよう日常管理がおおむね適切に行われている。また、必要に応じた研修・訓練の実施により利用者の安全確保に積極的に努めており、評価できる。今後も利用者や近隣住民のニーズに沿った利用促進に関する取組みを充実させ、更なる施設の魅力向上、利用率の向上を目指されたい。
利用者満足度の向上を図るための取組み	B+	市民のニーズを的確に把握して施設の改修や運営に活かすことで、施設の強みを強化できており、市民サービスの向上に繋がっている。引き続き日頃の点検・修繕を適切に行いながら、利用促進に関する取組みを充実させることで、更なる施設の魅力向上、利用者満足度の向上を目指されたい。
長居球技場のポテンシャルを活かした事業展開	B	市民のニーズを的確に把握して施設の運営に活かすことで、施設の強みを強化できており、施設のポテンシャルを活かした事業展開ができています。引き続き、独創性の高いイベントや利用促進に関する取組みを充実させることで、更なる施設の魅力向上を目指されたい。
管理経費の縮減	B	環境保全にもつなげる経費削減の取組みを進めており、評価できる。
社会的責任・市の施策との整合	B	社会的責任・市の政策との整合性については、おおむね適正に取り組んでおり、評価できる。
総合評価	B	施設管理において、ワールドカップ会場として実績のあるカシマサッカースタジアムの芝生管理を担っているインターナショナルゴルフマネジメントへ委託したり、特殊な機械の最新技術を利用する等、天然芝フィールドの管理に特に力を入れて取り組んでおり、施設の特徴を活かすために投資している点は評価できる。また、市民のニーズを的確に把握し、施設改修や運営の改善に活かすことができている。バックスタンドの貴賓室のキッズルームへの改修、車いす席にオーニングテントを設置する等、積極的に多様なニーズに対応していく姿勢は評価できる。 引き続き、大阪市スポーツ振興計画の実現に寄与することを念頭に置いた適正な施設の管理運営を実施いただき、施設の魅力をさらに向上させる取組みにも期待したい。

#### 【有識者の主な意見】

- 業務代行料を支払っていない施設でありながら、おおむね事業計画どおり運営されており、指定管理者の努力は評価すべき点である。
- 天然芝の管理について、他のJリーグホームスタジアムと比べても稼働日数が多いことや、そのような中でJリーグのピッチ評価において全59スタジアム中8位という高い評価を受けている点は特に評価できる。
- 施設を管理するうえで、日常の安全管理はもちろんのこと、災害等の際、施設を市の指

定避難所として利用することを平時から十分理解したうえで、災害発生時に迅速に対応するための対策が適切に行われていることも評価できる。

- 引き続き、天然芝フィールドを含めた施設を適切に管理しながら更なる取組みに期待している。

#### 《備考》

- 長居球技場は、指定期間を30年と定めて（一社）セレッソ大阪スポーツクラブを長居球技場の指定管理者に指定することを条件に、改修後の長居球技場を負担付きの寄付として受納したものである。指定管理者は非公募ではあるが、指定管理予定者から提案を受け、その提案内容について、施設の管理を行うために必要な経理的基礎や技術的能力を有するか等を、選定委員会においてスポーツ施設の管理運営や会計等の専門家による総合的な観点からの客観的な審査結果を踏まえて決定した。
- 指定管理者制度におけるモニタリング・評価については、指定管理者による取組みの成果を測るための成果指標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組みについて、外部の有識者の意見を踏まえ、毎年度評価を実施している。
- 本市の指定管理者制度における指定期間については、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」において、5年間を原則としながら、5年を超える指定期間とした場合、『期間中少なくとも5年に1度は、事業計画の見直しや、管理運営状況に関し議会への報告を行うなど、適切に対応する必要がある』とされている。
- そのため、毎年度実施している年度評価とは別途、これまでの事業を振り返り評価を行い、今後の事業計画の見直しを行う機会として、業務開始5年目となる令和7年度に、5年評価を行うものである。